

## 第45号議案

### 議会改革特別委員会の設置について

議会改革特別委員会の設置についてを次のとおり発案する。

令和6年4月1日 提出

提出者 笠松町議会議員 川島 功 士

賛成者 笠松町議会議員 間 宮 寿 和

### 議会改革特別委員会の設置について

- 1 笠松町議会委員会条例（昭和39年笠松町条例第3号）第4条の規定により、笠松町議会に、議会改革特別委員会（以下「特別委員会」という。）を置く。
- 2 特別委員会は、議会改革に関する事項について必要な調査を行うことを目的とする。
- 3 特別委員会の委員数は10人とする。
- 4 特別委員会は、別に議決する日まで継続存続し、閉会中も調査を行うことができる。